

発議第3号

備前市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

備前市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月25日提出

議会運営委員会

委員長 守 井 秀 龍

## 備前市条例第 1 号

### 備前市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

備前市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年備前市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第5条第1項中「の額」を削り、「、車賃、航空賃、日当及び宿泊料」を「、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第2項中「別表第2のとおり」を「備前市職員等の旅費に関する条例(令和7年備前市条例第 1 号)の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の備前市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に出発した旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

備前市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行																																
<p>(報酬)</p> <p>第2条 前条に規定する議員報酬の額は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 第1条に規定する費用弁償は、職務のため旅行した場合の費用とし、その種類は、<u>鉄道賃</u>、<u>船賃</u>、<u>航空賃</u>、<u>車賃</u>、<u>宿泊費</u>、<u>包括宿泊費</u>及び<u>宿泊手当</u>とする。</p> <p>2 前項の額は、<u>備前市職員等の旅費に関する条例</u>(令和7年備前市条例第号)の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額とする。</p> <p><u>別表</u>(第2条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第2条 前条に規定する議員報酬の額は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 第1条に規定する費用弁償の額は、職務のため旅行した場合の費用とし、その種類は、<u>鉄道賃</u>、<u>船賃</u>、<u>車賃</u>、<u>航空賃</u>、<u>日当</u>及び<u>宿泊料</u>とする。</p> <p>2 前項の額は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p><u>別表第1</u>(第2条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>別表第2</u>(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">鉄道賃及び船賃</th><th>車 賃</th><th>航 空 賃</th><th colspan="2">日当(1日につき)</th><th colspan="2">宿泊料 (1夜につき)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>片道100キロ メートル未 満</td><td>片道100キロ メートル以 上</td><td></td><td></td><td>片道100 キロメー トル以上 (県内を 除く。)</td><td>片道300 キロメー トル以上 で日帰り のもの</td><td>県内</td><td>県外</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	鉄道賃及び船賃		車 賃	航 空 賃	日当(1日につき)		宿泊料 (1夜につき)		片道100キロ メートル未 満	片道100キロ メートル以 上			片道100 キロメー トル以上 (県内を 除く。)	片道300 キロメー トル以上 で日帰り のもの	県内	県外																
鉄道賃及び船賃		車 賃	航 空 賃	日当(1日につき)		宿泊料 (1夜につき)																											
片道100キロ メートル未 満	片道100キロ メートル以 上			片道100 キロメー トル以上 (県内を 除く。)	片道300 キロメー トル以上 で日帰り のもの	県内	県外																										

<u>普通料金実</u>	<u>急行料金又</u>	<u>実</u>	<u>実</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
<u>費</u>	<u>は特別急行</u>	<u>費</u>	<u>費</u>	<u>2,700</u>	<u>6,000</u>	<u>11,000</u>	<u>14,000</u>
	<u>料金、指定</u>						
	<u>席料金及び</u>						
	<u>普通料金</u>						

片道とは、鉄道路(水路)の営業キロにより算出した距離をい  
う。